

平成30年行政監査（システム監査）実施計画

地方自治法第199条第2項に基づき、平成30年行政監査を次のとおり実施する。

1 監査のテーマ

システムの効率的かつ効果的な運用について

2 監査の目的

都においては多種多様な情報システムが稼働しており、その経費が高額なものもあること、また、運用に係る経費の支出は継続していくことから、その効果について経済性、効率性、有効性の観点により検証するため、平成29年からシステム監査を実施している。

平成29年は、まず、総務局が行うシステムアセスメントの仕組み及び実施状況について監査したが、当該システムアセスメントは、対象システムが限定されていること、及び公営企業局などを対象としていないことから、その機能は都の情報システム全体に及ぶものではない。また、アセスメントの結果である、各局におけるシステムの開発・運用の実際の経費や、システム構築による効果については十分な確認はできていない。

そこで、総務局が行うシステムアセスメントが、内部統制として有効に機能しているかを確認するために、各システムの保守を含めた個別の運用状況等を監査し、個々のシステムが効率的かつ効果的に運用されているかを検証する必要がある。

また、平成29年の監査結果を踏まえ、総務局が行うシステムアセスメントの非対象局について、当該局における情報システムに関する内部統制の状況を確認する必要がある。

よって、平成30年においては、「システムの効率的かつ効果的な運用について」をテーマとして監査を実施し、各局のシステムが効率的かつ効果的に運用されているか等を検証する。

3 監査の観点

(1) システムに係る内部統制の仕組みは適切なものとなっているか

- ・システムアセスメント対象局において非対象システムに対する局独自の統制があるか
- ・システムアセスメント対象システムと非対象システムとの機能の重複はないか
- ・システムアセスメント対象の規模であるのに、対象としていないシステムはないか
- ・システムアセスメント非対象局におけるシステム統制の仕組みは適切か

(2) システム運用における費用対効果の算定・検証は適切に行われているか

- ・当初の費用及び効果の算定に漏れ等はないか

- ・費用及び効果の算定方法は、明確かつ合理的なものとなっているか
 - ・運用開始後の効果検証は適時、適切に行われているか
 - ・検証結果について当初の算定との差異分析を行っているか
- (3) 構築後のシステムが計画どおりに運用されているか
- ・システムは十分に利用されているか、利用されていない機能はないか
 - ・目標とした効果が得られているか
 - ・当初計画していた機能が縮減されていないか
 - ・稼働後に障害が多発し、業務に支障が生じていないか
 - ・入力業務等の外部委託は適切に行われているか
- (4) 効率的・効果的な運用となっているか
- ・マニュアルは整備されているか
 - ・障害発生などの緊急時の対応は十分なものとなっているか
 - ・保守管理委託の内容が過剰なものとなっていないか
 - ・システム間の連携は適切なものとなっているか
 - ・他のシステムとのサーバーの統合、ヘルプデスクの統合などが可能ではないか

4 監査手法

外部委託によって専門家の支援及び助言を得ながら、以下のとおり監査を行う。

システムアセスメント対象局については、予備調査によりシステムの運用状況等の概要を把握し、監査対象システムを複数選定した上で、運用状況等を中心に実地監査する。

システムアセスメント非対象局については、予備調査によりシステム統制の仕組みを把握し、実際の統制状況等を中心に実地監査する。

それぞれの実地監査に当たっては、監査事務局職員に受託者が同行する。

5 監査期間

平成30年6月1日（金）から平成31年1月31日（木）まで（講評を含む。）

6 監査対象局及び選定理由

現在、都においては多種多様な情報システムが稼働しており、各局の事業運営を支える重要な基盤となっている。これらのシステムを適切に企画、開発、運用するためには、十分な内部統制が図られていなければならない。

しかしながら、局ごとに運用しているシステムの数及びその内容は大きく異なり、システム数が多い局においては、システムの統合、機能の重複回避などの統制が十分に働いていないおそれがある。また、都民生活に直接影響するシステムについては、特に維持管理を含めた適切な運用が求められる。

これらのことから、各局が運用しているシステムの数及び都民生活への影響度合いを踏まえ、以下の4局を対象として選定する。なお、システムアセスメント非対象局については、公営企業局とその他の局からそれぞれ選定する。

(1) システムアセスメント対象局

・福祉保健局

(選定理由) 運用するシステムが他局と比較して群を抜いて多く、その内容も、医療費助成や医療情報に関するシステム、福祉・介護等の人材確保に関わるシステム、医薬品や毒劇物に関するシステムなど、多種多様であるため。

・都市整備局

(選定理由) 約26万戸の都営住宅の使用料の決定にかかる入居者の家族構成や年収など、膨大な個人情報管理する都営住宅管理総合システムのほか、建設業、不動産業、開発許可及び屋外広告物それぞれの許可・管理などのシステムを運用しているため。

(2) システムアセスメント非対象局

・教育庁

(選定理由) 約6万人の教職員の人事給与システム、約8万人が受験する都立高校入学試験の採点システム、15万人を超える都立学校の児童・生徒の教育用ネットワークシステムなど、規模の大きなシステムを多数運用しているため。

・下水道局

(選定理由) 総延長約1万6千kmに及ぶ下水道管路の維持管理に係るシステム、20か所の水再生センター及び86か所のポンプ所の運転管理に係るシステムなどに加え、浸水災害に関連する降雨情報システム(東京アメッシュ)、貯留施設や高潮防潮扉に関するシステムを運用しているため。

7 結果の報告及び公表

監査の結果の報告及び公表は、講評後速やかに行う。